

長野市幼稚園等預かり保育支援事業

～働いていても幼稚園の利用がしやすくなります。～

幼稚園を利用する保護者が就労等の保育の必要性がある場合、国の幼児教育・保育の無償化分を超過した預かり保育の利用料（夏休み等の長期休業の月）について、長野市が独自に補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

1. 対象となる人

（次のいずれも満たす人）

- ①長野市に住民登録をしている
- ②幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用している
- ③保育の必要性の認定（新2号※1・新3号※2）を受けている

※1 保護者の就労等により保育を必要とする3歳児から5歳児

※2 保護者の就労等により保育を必要とする市町村民税非課税世帯の満3歳児（満3歳になった日から最初の3月31日までにあるお子さん）



2. 保育の必要性とは

保護者（両親）の双方が、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（月64時間以上）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待・DVの恐れがある
- その他市長が認める理由

⑨ 育児休業中は家庭での保育が可能のため、補助対象になりません。



3. 補助対象月・補助額

- ①預かり保育の利用料の補助対象月は、次のとおりです。

○4月、7月、8月、3月

- ②補助額は上記①の補助対象月において、預かり保育に係る国の幼児教育・保育の無償化※3分を超過した利用料について、月額10,000円を上限に補助

※3 国の幼児教育・保育の無償化では、利用日数に応じて、新2号は月額11,300円まで、新3号は月額16,300円まで無償となります。



4. 補助方法

補助方法は利用園によって異なります。

補助相当額を園が減免する方法と、国の幼児教育・保育の無償化の超過分を一旦園に支払い、後日補助分をキャッシュバックする方法が考えられます。詳しくは利用されている園にお問い合わせください。



5. 補助のしくみ

例えば、就労等を理由に保育の必要性が認定されている場合、各幼稚園が定める通常の教育時間(例では9:00から15:00)の保育料は月額 25,700 円を上限に無償化されるとともに、通常の教育時間の前後の利用料(預かり保育の利用料)についても、国の無償化の対象となっています。

夏休み等の長期休業がある月は、国の無償化の制度上、次の例のとおり保護者の負担が発生しやすい状況となりますので、無償化分を超過した預かり保育の利用料について、長野市が独自に補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

◆国の無償化の算定方法 **日額上限450円 × 利用日数**(利用日数に応じて月額上限は変動)

7月の利用状況(利用日数 14 日)

月日	曜	預かり保育の利用料	
			【通常の開園日】
開園日	7月 10日	木	300
	7月 11日	金	400
	7月 14日	月	200
	7月 15日	火	300
	7月 16日	水	利用なし
	7月 17日	木	400
	7月 18日	金	300
			【夏休み中】
夏休み	7月 22日	火	1,600
	7月 23日	水	1,600
	7月 24日	木	1,600
	7月 25日	金	1,600
	7月 28日	月	1,600
	7月 29日	火	1,600
	7月 30日	水	1,600
7月 31日	金	1,600	
計			14,700

1 【国の無償化による給付額】 ※算定例

① 7月の預かり保育の利用料	14,700 円	
② 利用日数	14 日	
③ 無償化上限額(450 円×②利用日数)	6,300 円	※月額上限 11,300 円
④ 無償化による給付額(①と③を比較して低い額)	6,300 円	
⑤ 無償化給付後の保護者負担額(①-④)	8,400 円	

2 【市の幼稚園等預かり保育支援事業の補助額】

① 無償化給付後の保護者負担額	8,400 円
② 補助上限額	10,000 円
③ 補助額(①と②を比較して低い額)	8,400 円

この例では保護者の負担額が発生しない

※保護者負担額が1万円を超える場合、超えた差額は保護者負担となります。